

令和 2 年 5 月 26 日

(一社)埼玉労働基準協会連合会

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言

解除に伴う対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、緊急事態宣言が解除されましたが、これを受け、当連合会では受講者の皆様の健康と安全確保を最優先に考えつつ、6月以降の講習の受付を開始いたしました。

1回の講習に参加いただける受講者数を制限させていただいております。

詳しくは、当連合会ホームページの「講習のご案内」でお知らせしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

受講されます皆様には大変なご迷惑をおかけいたしますが、感染拡大防止対策を実施しつつ講習を実施してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。